

子 高 号 外
令和5年3月20日

高齢者施設 施設長 殿
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う高齢者施設への支援等について

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされています。

令和5年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、具体的な方針として、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」が決定され、高齢者施設等における対応については、「入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種政策・措置は、当面継続する。」こととされ、各種政策・措置等の概要が示されました。

また、令和5年3月17日に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、見直しの具体的内容として、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」が示されました。

これらを踏まえ、高齢者施設に求められること及び高齢者施設への支援の概要について、下記のとおり整理しましたので、お知らせいたします。

記

1 高齢者施設に求められること

(1) 感染者が発生した場合における相談、往診（オンライン診療含む）、入院調整等を行う医療機関の事前の確保

これまで、感染者が発生した施設に対しては、必要に応じ、県コロナ対策本部から医師を派遣してきたところ、位置づけ変更後は、各施設における連携医療機関で対応していただくこととなります。

このため、各施設においては、入所者が必要な医療を受けられるよう、連携医療機関に対して、あらかじめ、電話による相談対応、往診（オンライン診療含む）、入院調整等について、依頼しておくようお願いします。

(2) 衛生用品の確保及び備蓄

県では、感染症が発生し衛生用品が不足している施設等に対し、感染拡大の防止及び緊急的な支援として提供しておりますが、備蓄が無くなり次第終了いたします。

感染症が発生した場合においてもサービスの提供を継続するために、日頃から十分に衛生用品を確保しておくようお願いします。

(3) 感染対策の徹底

- ・ 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- ・ クラスターが起りうることを前提に業務継続計画（BCP）を策定すること。
- ・ 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うこと。

などの感染対策等に御留意願います。

2 高齢者施設への支援（継続実施）

(1) 希望者に対する新型コロナワクチンの接種

高齢者及び高齢者施設等従事者は、令和5年度の春開始接種（5月8日～8月末）及び秋開始接種（9月以降）においてそれぞれ1回の接種を受けられます（自己負担なし）。

(2) 介護サービス事業所・施設職員を対象とした定期検査の実施

国の方針として、当面の期間は引き続き実施可能とされています。令和5年度は、感染状況を踏まえ、実施方法を検討の上、再開するため、4月1日からPCR検査を一時休止します。

(3) 研修の実施

高齢者施設を対象とした感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

(4) 感染症専門家等人材派遣

感染者が発生した施設や保健所からの要請に基づき、必要に応じて、専門家や支援グループ看護師を派遣します。

(5) サービス提供体制確保事業（かかり増し経費の補助）

感染者が発生した施設に対する、緊急時の人材確保や施設の消毒・清掃に要する費用等の補助を、引き続き実施します。

施設内療養に対する補助については、医療機関との連携体制を確保している等の要件を満たす施設が対象となります。

※ 補助対象経費の変更の有無については、国から詳細が示され次第、あらためてお知らせします。

(6) 介護職員の応援派遣

感染者が発生した施設において、介護職員にも陽性者が発生し、介護職員が不足する場合などに、応援が可能な施設等から応援職員の派遣に関する調整を行います。

(7) 退院患者の受入促進のための介護報酬上の特例

退所前連携加算（500単位）を入所した日から起算して30日限度として算定することを可能とする介護報酬上の臨時的な取扱いが継続されます。

【添付資料】

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について(令和5年3月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

沖縄県高齢者福祉介護課
介護指導班、施設福祉班
電話：098-866-2214